

G.Wは森の国であそぼう!!

広報

まつの



平成25年

5月号

May

平成25年度町政の基本方針と重点施策

産業の振興による経済、雇用対策

国際競争の激化をはじめ、農林業・農村を取り巻く情勢は大きく変化している中で、低迷する本町の基幹産業の再生のために、農林業の生産基盤体制の強化と地域資源の活用による「一森の国のブランドづくり」・6次産業化による農家所得の向上、コミュニティビジネスの振興、担い手育成と地域おこし協力隊の導入による既存特産品の生産確保と農業支援体制の充実・耕作放棄地対策や県営中山間地域総合整備事業を推進するとともに、町土地改良区の今後のあり方について検討を行う。更には間伐促進等、森林整備と儲かる林業への構造改革をすすめる。

有害鳥獣対策としては、猟友会を中心とした鳥獣被害対策実施隊の設置をはじめ広域連携事業による効果的な防護対策を実施し、あわせて、獣肉の有効利用のための有害獣解体処理施設整備とNPO法人化等運営体制を構築する。

商工業においては雇用の創出を最大の目標として、企業誘致や人材育成、事業者のスキルアップ、新分野進出に対する支援などを積極的に推進するとともに、商工会の実施する活性化推進事業への支援を行う。

また、南予いやし博2012の成果を活かし、自然、歴史、文化等を活用した体験型観光産業と予土地域連携プロジェクト、ビジネスモデルの創造に取り組むとともに、NPOとの協働による観光交流事業の推進をはじめ、グリーン・ツーリズム事業やヘルスツーリズム事業、関連まちおこしイベント等の開催ほか、虹の森公園施設のリニューアルにより集客力を向上させ、地域活性化を図る。

- ・「森の国ブランドづくり」の推進と6次産業化
- ・特産品の生産、高付加価値化による農家所得の向上と担い手育成
- ・農業支援体制の拡充と耕作放棄地対策
- ・県営中山間地域総合整備事業の推進
- ・町土地改良区のあり方検討
- ・森林整備と儲かる林業への構造改革
- ・有害鳥獣対策の強化と処理加工施設整備、運営体制の構築
- ・雇用創出を目指した企業誘致対策と起業促進への支援
- ・体験型観光産業の振興と予土地域連携ビジネスモデルの創造
- ・虹の森公園青空市場等のリニューアルと活性化施策の推進

保健福祉の充実による健康長寿のまちづくり

急速な過疎化、少子高齢化により限界集落が増加し、コミュニティと地域力の維持が危惧されている。このような中で、地域医療の確保とすべての町民の健康を支える地域包括ケア体制の充実や、在宅サービスと介護予防活動の強化をはじめ、町民健康増進施設等整備構想を検討する。特に、医師確保対策については、引き続き県をはじめとする関係機関団体に働きかけるなど、医師不足解消に向けた取り組みを行う。

また、障害の種別や年齢によらず支援を必要とする人をはじめ、誰もが住み慣れた地域の中で安心して暮らしていけるよう、日常生活援助サービスや地域全体で平時から支えあう体制づくりとして、地域見守り支えあいネットワーク体制を強化する。更に、地域に密着した保育の実施、保護者のネットワークづくりや家庭の教育力の向上、仕事と子育ての両立支援など、子育て支援事業により、地域の将来を担う子どもたちを安心して生み育てられる環境づくりに努める。

生きがい対策については、高齢者の持つ知識、経験、技能等が有効に発揮できる機会を創出し、趣味、スポーツ、生涯学習、ボランティアなどの活動にも気軽に参加できる環境を整備する。

- ・地域医療の確保と地域包括ケア体制の充実
- ・在宅サービス、介護予防活動の強化
- ・障害者の自立支援と社会参加の促進
- ・生活援助サービス等、地域見守り支えあいネットワーク体制を強化
- ・未来を担う子どもたちの健やかな育成と子育て支援の充実
- ・生きがい対策の推進
- ・町民健康増進施設等整備構想の検討

防災対策、環境整備による安全安心・住みよいまちづくり

近い将来において、南海地震などの災害の発生が懸念されている中で、住みよさと安心感のあるまちづくり、災害に強いまちづくりは喫緊の課題である。このため、地域防災計画の見直しとBCP計画の策定、自助・近助・共助・公助の連携、総合的な防災訓練の実施と要援護者などの避難誘導対策、防災士の育成と自主防災組織の強化、関係機関等との連携協定の推進に努めることともに、孤立地域の救助対策としての災害・救急用ヘリポート設置やがけ崩れ防災対策

平成25年度町政の基本方針と重点施策

事業、治山・治水事業の計画的整備、教育施設ほか、防災拠点となる公共施設、住宅の耐震化を推進する。

また、地域交通体系の見直しと改革、交通安全施設の整備をはじめ、防犯カメラの設置など、安全安心な地域づくりを進めるとともに、国道・県道・主要町道等の未改良区間の整備、老朽区間の補修を促進する。

更に町内適地水源利用による小型水力発電施設や太陽光、バイオマス、風力等発電の研究、導入など総合的な自然エネルギー活用プロジェクトに取り組み。

- ・ 地域防災計画の見直しとBCP（自治体業務継続）計画の策定
- ・ 自助、近助、共助、公助の連携、総合防災訓練の実施と防災士の育成
- ・ 要援護者等の安全確保と避難対策
- ・ 災害、救急用ヘリポートの設置
- ・ がけ崩れ防災対策事業、治山・治水事業の計画的推進
- ・ 利用実績とニーズに即したコミュニティバス運行形態の見直し
- ・ 交通安全対策、防犯カメラの設置による安全安心な地域づくり
- ・ 国道、県道、主要町道等の未改良区間の整備促進
- ・ 町道の路面性状調査と舗装修繕計画の策定
- ・ 教育施設ほか公共施設、住宅の耐震化事業の推進
- ・ 防災拠点としての庁舎機能の検討
- ・ 総合的自然エネルギー活用プロジェクトの推進

地域に根差した心豊かな教育と歴史文化の創造

次世代を担う子どもたちの健全育成のためには、自然とともに学び遊べる環境づくりと地域活動への参加機会の拡充、学校、保護者、地域住民の連携協力体制が重要である。このため、自然に感謝し自然との共生を目指す「人心緑化」精神と人権尊重を教育の基本理念として位置付け、生きる力を育むたくましい森の国教育を実践する。特に、小中学校における外国語教育や国際理解教育の充実と人権が尊重される社会の実現のため、今なお残る差別の現実を踏まえ、全町民の重要課題として広がりや深まりのある人権・同和教育に取り組み。

また、児童生徒が安全に楽しく学ぶ環境を確保するため、松野中学校木造校舎建設事業の早期完成に取り組みとともに、体育館の耐震化、老朽化が見られる施設の改修を実施する。

更に、河後森城跡をはじめとする「森の国まつり」の有する豊かな自然景観と薫り高い歴史文化遺産の保全・活用に努める。

社会教育では、地域づくりの拠点である公民館活動の充実や女性グループの育成、子育て学習活動、世代間交流による学習活動を通して「一人づくり・地域づくり」を推進する。

- ・ 生きる力を育むたくましい森の国教育の実践
- ・ 小中学校における外国語教育、国際理解教育の推進
- ・ 小中学校教育へのICT（情報通信技術）の導入
- ・ 人権・同和教育の推進
- ・ 中学校木造校舎建設事業及び体育館耐震補強事業の推進
- ・ 歴史文化遺産、地域景観の保全活用
- ・ 女性グループ等の育成、生活文化、子育て学習活動の推進
- ・ 公民館活動の活性化

変革の時代に対応した行財政基盤づくり

少子・高齢化の進行や長引く経済不況、地方分権の進展など、町政を取り巻く社会経済並びに財政環境が大きく変化する中で、時代の要請にこたえるため、行財政全般にわたり、徹底した自己改革を図ることが重要である。

本町の財政は、地方交付税や譲与税等に依存し、この動向に大きく左右されやすい体質であり、三位一体改革後は厳しい財政運営を強いられてきた。しかしながら、行財政改革の着実な推進により、一時の危機的状況と比べると財政基盤は大きく改善されている。今後も引き続き、行政サービスを維持していくために、重点プロジェクトに対応した組織機構の検討を行い、限られた財源や人材を効果的に活用しながら、「選択と集中」、「重点化と計画的・効率的」な行財政運営を展開する。

また、地域住民の自治機能強化や特色ある地域づくりのため、各地域で自らが発案している地域計画の実践と地域資源の活用を促すとともに、まちづくり委員会を中心に、施策の検討、町民のアイデアの集約など民間活力の活用を努め、自らの創意工夫により地域の一体的かつ自立的発展に向けた取り組みを支援する。

更に、町民の理解と信頼を高めるため、計画的な職員研修への参加により自己啓発を強化するなど、役場職員の資質、問題意識と危機管理能力の向上に努めるとともに、現場主義、スピード感、実行力ある町民満足度の高い役場づくりを推進する。

- ・ 行財政改革と成果重視の健全な財政基盤づくり
- ・ 県との連携による収納体制の強化拡充
- ・ 事業の選択と集中、重点化と効率的、計画的推進
- ・ グループ制の検証と重点プロジェクトに対応した組織機構の検討
- ・ まちづくり委員会等、有識者会議、民間活力の活用
- ・ 現場主義、スピード感、実行力ある町民満足度の高い役場の実現
- ・ 支所機能のあり方検討

平成25年度当初予算の概要

平成25年度の一般会計当初予算は、農林業の振興や、自然エネルギー活用プロジェクト、観光PR・交流促進事業及び防災・減災事業の推進など、町が抱える懸案事項への対処と地域活性化を主眼として編成した結果、29億6,600万円となり、前年度比では、松野中学校建設事業費の減などにより、9億1,400万円、23.6%減となったところである。

歳入の自主財源では、町税が年少扶養控除の廃止に伴う町民税個人所得割の増や、コンビニの開店に伴うたばこ売上本数の増によるたばこ税の増などにより、前年度比1.9%増の2億5,084万9千円、分担金及び負担金は、携帯電話等エリア整備事業の完了による事業者分担金の減により18.4%減の2,698万円、使用料及び手数料は、住宅使用料の減により2.0%減の3,819万円、財産収入は、養魚場に係る生産物売払収入の増などにより13.6%増の498万5千円、繰入金は、24年度では、宇和島地区広域事務組合汚泥再生処理センターの用地取得費に係る一般財源分5,000万円を財政調整基金より繰り入れることとしていたが、25年度においては、最終の財源調整の結果、財政調整基金の取崩しが不要となったことから、95.3%減の244万2千円、諸収入は市町振興協会交付金などの増により15.9%増の3,293万円、繰越金は最終の財源調整の結果、1千円の存置計上となり、これら自主財源の総額は前年度比6,288万5千円減の3億5,692万8千円で、歳入構成比は12.1%となっている。

依存財源では、地方譲与税及び利子割交付金等の各種交付金（2款～8款、10款）は、前年度決算見込ベースに地方財政計画の伸び率等を反映させ、合計では前年度比440万円、5.3%の減としている。主要財源である地方交付税は、国全体では17兆624億円で、前年度比3,921億円、2.2%減となっており、本町の交付見込額は、国家公務員の給与削減に準じた地方公務員給与費の減や町債の償還額減少に伴う公債費算入額の減のほか、新たに追加される緊急防災・減災事業費及び地域の元気づくり事業費の増を考慮した結果、平成24年度決算見込額に比べ3,700万円、2.3%減の16億5,200万円程度と推計している。この内、当初予算では、すべての財源調整後、16億1,000万円を計上したことから、年度途中の補正財源としては約4,200万円を保留している状況である。

国庫支出金は、事業完了に伴う携帯電話等エリア整備事業費補助金と松野中学校建設事業に係る学校施設環境改善交付金の減により、前年度比54.9%減の1億9,315万9千円、県支出金は、国庫支出金と同様の事業完了に伴う減などにより、7.9%減の1億9,791万4千円となっている。

町債は、中学校体育館の耐震補強事業に係る緊急防災・減災事業債を1,780万円新規計上しているが、過疎対策事業債は、松野中学校建設事業費の減により前年度比5億3,840万円の減、辺地対策事業債は、携帯電話等エリア整備事業の完了により2,520万円の減、臨時財政対策債は、国の地方債計画の伸び率を反映して、1,056万6千円の減としており、全体では、51.2%減の5億2,859万8千円の発行を見込んでいる。

歳出では、義務的経費のうち人件費は、職員数の増などにより、前年度比4.9%増の5億8,047万7千円、公債費は、新規地方債の発行抑制策により、前年度比4.0%減の4億5,005万7千円となっている。

普通建設事業などの投資的経費の主なものは、小水力発電モデル事業のほか、有害獣解体処理施設整備事業、育苗施設栽培管理システム改修事業、中山間総合整備事業、虹の森公園改修事業、道路新設改良事業、がけ崩れ防災対策事業、ヘリポート整備事業、中学校体育館耐震補強事業などで、前年度比55.8%減の6億2,132万2千円となっており、中学校建設事業や携帯電話エリア等整備事業の完了などにより、大幅な減額となっている。

このほかの政策的経費は、重点施策に基づいてソフト事業を中心に編成しており、高齢者緊急通報事業の拡充ほか、有害鳥獣駆除対策、造林・間伐事業の強化、特産品販売促進事業及び観光PR・交流促進事業の更なる推進、町道の路面性状調査と舗装修繕計画の策定、小学校への学校生活支援員の設置と小中学校教育用パソコンの更新による教育環境の向上、中学校校舎落成式典の開催、町内遺跡発掘調査並びに文化的景観の調査など、国庫補助金や過疎対策事業債のソフト事業分を有効に活用しながら実施することとしている。

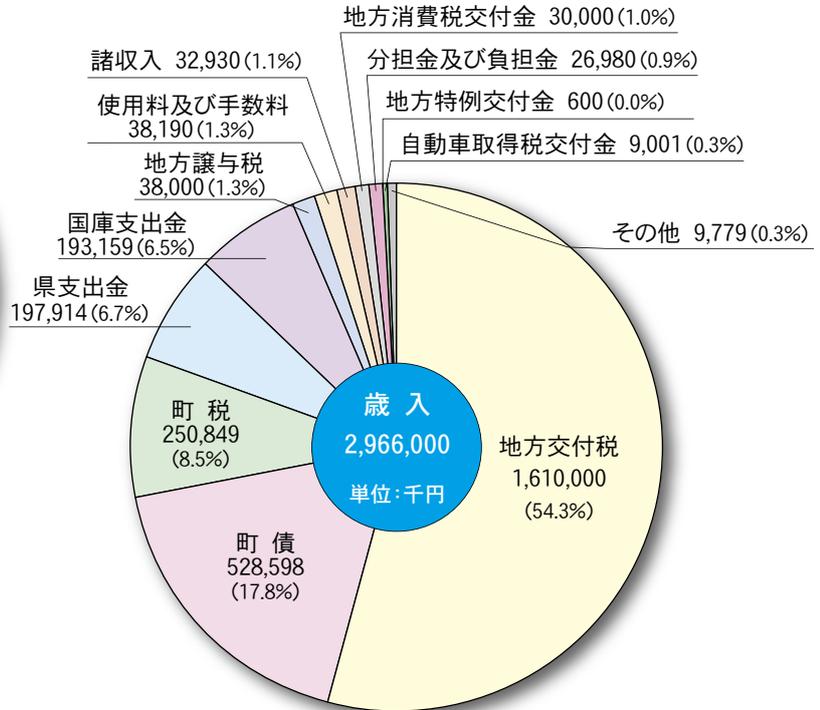
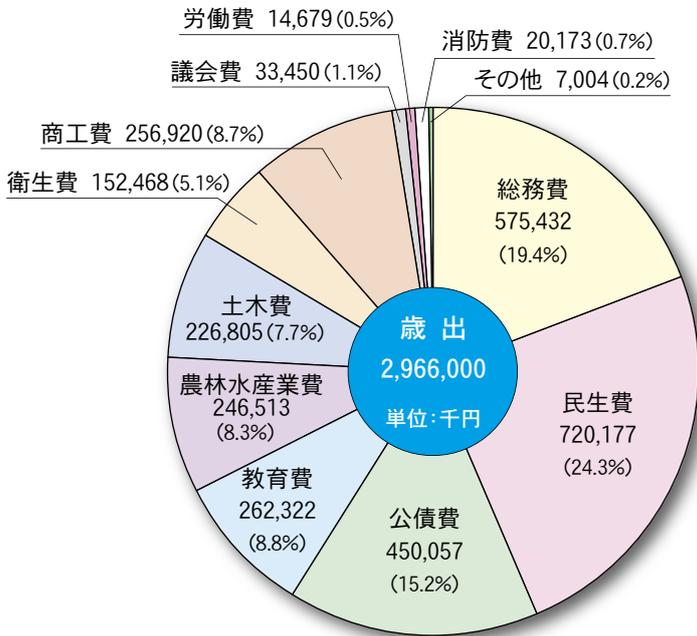
また、特別会計6会計の当初予算規模は17億5,850万円で、前年度比150万円、0.1%の減となり、一般会計を合わせた全会計の当初予算規模は47億2,450万円、前年度比9億1,550万円、16.2%減となっている。

平成25年度当初予算の概要

一般会計 29億6,600万円

特別会計 17億5,850万円

歳入



歳出

会計名	当初予算額
一般会計	千円 2,966,000
国民健康保険特別会計	637,000
中央診療所特別会計	283,000
簡易水道特別会計	88,000
住宅新築資金等貸付事業特別会計	10,000
介護保険特別会計	678,000
後期高齢者医療保険事業特別会計	62,500
特別会計小計	1,758,500
一般会計・特別会計合計	4,724,500

◆総務費		◆土木費	
庁用自動車購入費(2台)	5,620	道路維持事業費	39,434
町有林保育管理委託料	1,077	道路新設改良事業費	104,805
小水力発電モデル事業費	44,290	県土木建設事業費負担金	9,015
◆衛生費		がけ崩れ防災対策事業費	35,626
小型合併処理浄化槽設置費補助金	4,080	住宅改修事業費	10,485
住宅用太陽光発電システム設置費補助金	1,920	公有財産購入費	600
◆農林水産業費		木造耐震改修事業費補助金	4,200
有害獣解体処理施設整備事業費	38,472	◆消防費	
鳥獣害防止広域対策事業費補助金	1,255	ヘリポート整備事業費	2,214
育苗栽培システム改修事業費	15,558	小型動力ポンプ購入費	1,838
乗用田植機購入費	2,550	◆教育費	
中山間地域総合整備事業費負担金	15,000	東小学校プールろ過装置改修事業費	7,140
南予産木造住宅建設促進事業補助金	2,000	西小学校図書室エアコン整備事業費	1,260
広域基幹林道整備事業費	16,442	中学校体育館耐震補強事業費	29,348
◆商工費		史跡河後森城跡環境整備事業費	22,602
虹の森公園改修事業費	182,715		
虹の森公園トラック購入費	1,500		

報告
発議
議案

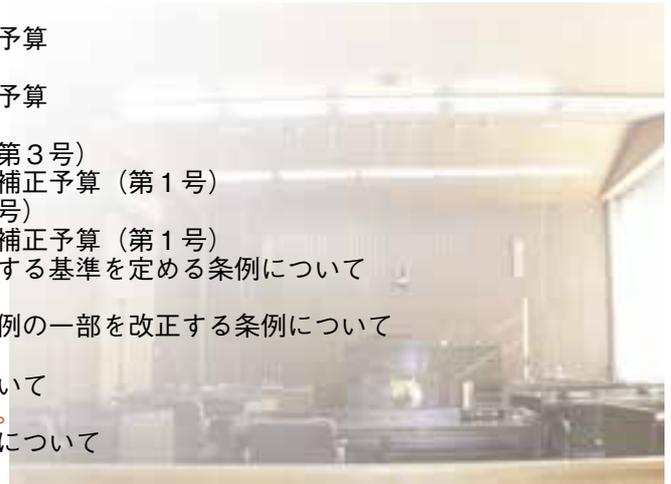
松野町教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等の報告について
鬼北土地開発公社に関する報告について
松野町議会委員会条例の一部を改正する条例について
松野町議会会議規則の一部を改正する規則について
▼原案どおり可決されました。

国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
松野町企業誘致促進条例について
松野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例について
松野町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例について
松野町営住宅等の整備基準を定める条例について
松野町町道の道路構造の技術的基準を定める条例について
松野町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例について
松野町準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例について
松野町水道法施行条例について
松野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
松野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
松野町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
松野町障害者自立支援審査会の委員の定数を定める条例の一部を改正する条例について
松野町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
松野町小集落改良住宅管理条例の一部を改正する条例について
松野町過疎地域自立促進計画の変更について
平成25年度松野町一般会計予算
平成25年度松野町国民健康保険特別会計予算
平成25年度松野町国民健康保険中央診療所特別会計予算
平成25年度松野町簡易水道特別会計予算
平成25年度松野町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
平成25年度松野町介護保険特別会計予算
平成25年度松野町後期高齢者医療保険事業特別会計予算
平成24年度松野町一般会計補正予算（第6号）
平成24年度松野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
平成24年度松野町国民健康保険中央診療所特別会計補正予算（第1号）
平成24年度松野町介護保険特別会計補正予算（第3号）
平成24年度松野町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）
松野町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例について
松野町税条例の一部を改正する条例について
過疎地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例について
▼原案どおり可決されました。

松野町監査委員の選任につき同意を求めることについて
▼村尾重利氏が選任されることに同意されました。

松野町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
▼池本伸氏が推薦されることに同意されました。

同意
諮問



一般質問

土居 一誠 議員

超高齢社会を迎えた松野町民の幸せづくりのため、総合的な基盤整備をどのように構築していくのか。
（基本構想、高齢者福祉計画、介護保険事業計画、国民健康保険制度）
問 人口構造の現状と将来の見通しについて伺いたい。国全体では、少子高齢化が進み、胴上げ型から騎馬戦型、肩車型へと若い人達へ重圧がかかってきているが、本町の現状と5年後、10年後、20年後の見通しについて、どう分析されているか。

町 国勢調査により見ますと、昭和30年の町村合併時に、9,605人を数えた人口は、高度成長に伴う都市部への人口流出により、昭和40年に7,038人、昭和50年に5,822人と、それぞれ10年間で約20%も減少しました。その後減少率は緩やかになったものの過疎化は依然進行し、平成7年に5,038人、平成17年に4,690人、平成22年には4,377人となつています。また、高齢化率は37%を超えており、今後は人口減少と年齢階層の偏向が一段と進むのではないかと懸念致しております。なお、平成27年は、4,160人と予測致しております。

今後の見通しにつきましては、相当困難な状況ではあります。あえて予測数値を申し上げてみますと、5年後には、4,000人程度、10年後には、3,500人前後、20年後には、3,000人程度で推移するのではと分析致しております。

また、人口構成比につきましては、5年後には、生産年齢人口と老年人口が、同率になるのではないかと予測致しております。なお、年少人口は、減少の傾向であります。

将来の予測が大変困難な状況下ではありますが、このような最悪の事態にならないためにも、人口流出を食い止める施策、逆に人口を増やせるような施策を展開して参りたいと考えております。

問 25年度以降の医療確保の見通しはどうか。在宅医療への基本的な理念を伺いたい。病院（診療所）と在宅、小さい町ならの可能性を追求すべきではないか。そのためにも、医師3人体制が必要と思われるが見通しはどうか。

町 医師不足問題につきましてはご承知のとおり、全国的に医師不足であり、医師法及び関連法令の改正による臨床医研修で病床数に応じて研修医受け入れ人数に制限が設けられたことに起因しております。これまで大学附属病院の診療を下支えしてきた研修医が減員となることから、各大学が派遣していた医師の引き上げを行ったことが大きな要因となっております。

当町においても、平成16年度からは、県より配置の医師の1名減により、常勤医師2人体制で、1日100人余りの外来患者、学校医、嘱託医、協力医など、19床の入院施設、3つの出張診療所のほか、在宅医療、在宅直医療施設、本町の保健、医療、福祉の連携による地域医療について、情熱を持って、町民の命と健康、安心の確保のために、まさに超人的にご奔走させていただいている状況であることはご承知のとおりであります。

また、常勤医師の研修の代診については、県立中央病院や西予市立宇和病院からの派遣協力を得るとともに、平成23年度からは、週1日の当町出身で松山在住の先生の協力を得て運営を行っておりますが、中々厳しい勤務状況が続いている状況に変わりはございません。

本来は3人体制が必要である事は、申すまでもございませんが、最低でも現2人体制の堅持が必要であります。

県派遣の現在の2人の医師についても、平成24年度の派遣要望の際に、「ゼロベース」と考えていただきたいとの厳しい見解を示されておりました。

今年度も医師の招致を町政の最重要課題と捉えて、愛媛県に対しても継続した支援と協力をお願いするとともに、医師関係団体等への依頼並びに求人申込登録、愛媛大学医学部への医師派遣要望、過疎の地域事情を共有する県内自治体への情報提供依頼、近隣市町における第二次・第三次医療機関への協力依頼、県外の医療関係者への情報提供依頼、インターネット専用サイトの活用等、理事者・職員が一丸となつて、松野町に定着していただく医師確保のため、1220回に亘る陳情や要望等の手段を講じているところであります。

今年度は、県内医師1名、県外医師1名の面接や、数人の医師への個人的な情報等の提供を行った訳でありませんが、採用には至らず、厳しい状況となっております。そのような厳しい状況の中、県の格別のご高配により平成25年度においては、先日、引き続き2人体制の医師配置を頂けることになりました。

更に、平成26年度・27年度においては、一層厳しい状況が予想されておりますので、医師確保については最重要課題として取り組まなければなりません。

特に、地域包括ケア体制の充実のためには、診療所の果たす役割が重要となっております。

近隣の総合病院に対する中間医療機関として在宅ケアを支える後方診療所、慢性期疾患の短期入院等の役割、町内の介護保険施設・障害者福祉施設からの入院対応のためにも、その存続は必要不可欠であります。

診療所の役割やご指摘の退院後の在宅医療についても、今後十分に対象者の状況等を把握しながら進めなければなりませんし、在宅医療と在宅福祉は切り離せない課題であると認識しております。

在宅においての訪問看護・リハビリテーションについては、町内の対象者に係る直近のデータでは、実施は近隣の医療機関によるものであり、月9件で、当初は3医療機関が実施していましたが、対象者の減等により現在は1医療機関となっております。

また、中央診療所が実施している在宅総合診療においては、月15件程度の実績であり、医師の協力・理解のもと、今後の対象者の状況を見守りながら推進しなければならぬと考えております。

その他、高齢者や障害者問題についても、本人の抱える生活支障だけでなく、家族や周囲の状況から起因する生活支障が複雑にかかわった多重問題を抱える困難事例が増加し、保健・医療・福祉関係機関に地域も含めて協働で対処しております。連携調整を行う上でも、特に医師の助言指導が欠かせないものとなっております。

その他、介護保険事業、障害者施策等においても、医師の指示や判断、助言等無くしては推進出来ない状況であり、常に連携を図りながら進めているところであります。

中央診療所が、地域医療の中核として、町民が安心して暮らしていくために、今後さらに地域包括支援センターや各福祉施設との濃密な連携を深化させていかなければならないと存じております。

松野町に定着していただく医師の確保が、安定的な医療体制の堅持には欠かせないものであり、県のご指導を受けて進める事は勿論のこと、行政とともに住民が一緒になって地域医療を考え、最大限の努力をしなければならぬのは、言うまでもございません。

医師不足の厳しい状況を踏まえ、国においても、医学部の定員を増員する措置を講じられております。

平成19年度の医学部医学科の定員が7,625人、平成20年度7,793人、21年度8,486人、平成25年度には9,041人となり、平成20年度からは、1,

416人の大幅増員となっている状況でございます。平成20年度に増員した分が、平成25年度末に卒業となる見込みであります。

卒後2年間の臨床研修を終えた後に、大学や医療機関等への従事する事になり、全体の医師数は増加する事が見込まれており、県からも、医師派遣については、平成25・26年度がピークで厳しい状況とお伺いしております。

現状では3人体制の見通しは、難しい状況でありませんが、松野町の地域医療に従事してもらえないのは、働きがいがあり、魅力がある職場になるために一層の努力を要するものであり、待遇面や施設面だけでなく、行政や住民の皆さまの医師に対する配慮や「思い」なども欠かせないと考えられます。

町全体で、地域医療を支えるために、一人ひとりが健康に暮らし、「自分の健康は自分で守る」「早期発見・早期治療」に繋げるためにも、定期的健康診断を受けるなど、一人ひとりの健康づくりへの積極的な取り組みが大切であると考えております。

福祉行政について

問 国は、施設から在宅へ誘導を図っているが、医療と同様、在宅福祉に対する所見を伺いたい。

町 介護保険制度については、家庭での介護力の減少を鑑み国民の共同連帯の理念に基づき、利用しやすく効率的な社会支援システムとして構築されたもので、合わせて、高齢者の尊厳を支えるケアの確立を掲げて、住み慣れた地域で自立した生活を営めるように、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取組が進められていくことは御承知のとおりであります。

これまでは「高齢化の速さ」に注目がされてきましたが、団塊の世代が高齢者となってくる2015年（平成27年）を一つのターニングポイントとして見据えたときに「高齢者人口の多さ」も課題に加わってくる想定されており、国では高齢者の住まいに関する施策なども積極的に推進されることとあります。

また、75歳以上の高齢者に対しては「後期高齢者医療制度」がつけられ、在宅への方向付けが加速される中で、国は、施設整備については、抑制の方向から整備の緩和へシフトしている状況となっております。

しかし、在宅福祉をより豊かなものにするためには、社会福祉施設の絶対量が相関していると考えられます。各保健福祉圏域に必ず整備されるべき施設として、それぞれの機能を持ちニーズによって使い分けられる社会福祉施設の実在は、在宅福祉の充実に必要不可欠なものであります。

介護保険法はサービスを選択できることを宣伝して

きました。施設については、入所待ち者は数知れず、全国での実態把握はほとんど不可能に近い状態と言われており、選択できるだけの量がつくられていない状況となっております。

ボランティアの導入や、地域住民の参加によるオープンな施設づくりを進め、家族が介護に参加できる仕組みの導入など、社会的な支援の手段として施設における援助も十分配慮される必要があると考えられます。

今後、憂うるべきは単身の超高齢者の増大であり、在宅でサービスを使いながら生活ができるうちはいいが、終末期や高齢期に近くに身内がいけない場合、どのようにして在宅で支援し切れるのか検討が必須でございます。

松野町の状況については、介護保険の要介護（要支援）認定者数が2月末現在で390名余りとなっております。そのうち、施設・居住系のサービスの利用者が61名、在宅でのサービスの利用者が280名となっております。

また、施設への入所申込者いわゆる待機者については、サービス利用が自己決定による自由契約であることに加え、個人情報保護法等からその正確な人数の把握は困難ではありますが、50名程度ではないかと見込んでおります。

このような状況の中、第5期の高齢者福祉計画及び介護保険事業計画においては、国の基本指針である認知症支援策の充実を受け、認知症対応型共同生活介護事業所、いわゆるグループホームの整備を位置付けているところであり、町内の限られた社会資源の中でいかにして住み慣れた地域を離れずに暮らしているか、現状における町民ニーズや今後の動向を見据えてどのように対応すればよいかを、十分検討し進めなければならぬと考えているところであります。

問施設は恒常的に満杯の状態、1施設あたり150人から200人の待機者がいるとのこと。今後、広域組合での新設、増築の計画はあるのか。また、民間の動きはどうか。

町現段階では、今後における宇和島地区広域事務組合での施設の新設、増築の計画はないと伺っております。民間におきましては、昨年8月に宇和島市が「第5期介護保険事業計画」に基づき、広域型特別養護老人ホームを設置、運営する事業者を公募、選定しております。平成26年度中には介護保険法上の指定を受け、定員80名の事業所が開設計定となっております。

問施設の経営について、公設民営、民設民営の時代と考えるが、宇和島の考え方、具体的な動きはないか。

町公設民営、民設民営の時代といわれる中で、広域議会でも議論されているようですが、特に具体的な動きはないとのこと。今後の施設運営につきましては、

現状の把握や資料等を収集のうえ検討をされるようであり。

問松野町社会福祉協議会の充実強化を図り、訪問介護を中心とした在宅福祉の中核機関として、民間施設と競争のできるような、一層の活性化を図る必要があり、公設民営化の一翼を担えるよう指導、支援を行う考えはないか。

町単身世帯、高齢者世帯、高齢者単身世帯、一人親世帯の増加に伴い、少子高齢化が急激に進行しております。それは当町においても同様であり、それらのことから地域住民の生活課題は増大し、また複雑多岐にわたるものとなっております。

社会福祉協議会において愛媛県の指定を受け、事業実施している介護保険事業は、もともと措置として実施していた在宅介護サービスを平成12年の介護保険制度創設に伴い、利用者選択の介護サービスとして展開させてきたものであります。

社会福祉協議会と言えども、介護保険事業においては、指定事業所として市場原理のもとで、他の事業所と競合して進めていかなければならない面もっております。

措置から契約に移行し、利用者のニーズと希望により選択されることとなり、利用者ニーズに的確に対応していくために、より高い質を確保していくことが重要となります。そして、それは介護保険法の根拠のもとに実施される事業ということからも自立支援の理念の下に法令遵守をされたものであることが不可欠となります。

そのニーズを介護保険サービスで、支援できるものできないものに整理し、できない事柄に関しては、地域福祉部門において、生活困窮や孤立など、地域の様々な生活課題を解決するために、目的を同じく持つ、他のさまざまな部門や、ボランティア団体、民生・児童委員、社会福祉施設や関係団体など社会福祉関係、また、地域包括支援センター・保健・医療部門との連携を図り、課題解決のための方向性を見出していくという連続性ある内部連携を行うことが社会福祉協議会の理念・使命に通じ、また、それは地域住民から真に必要なとされる質の高い在宅介護事業所として、住み慣れた家で、地域でサービスが受けられる、そういう在宅福祉の中核機関を担える社会福祉協議会として機能していくよう指導、支援を行うていかなくはならないと考えております。

また、社会福祉協議会の中にも組織運営を協議・決定する機関である理事会等においても十分協議され、今より更に住民から信頼され、地域の社会福祉事業をけん引する力強い組織になって頂く事をご期待しております。

問福祉に関係する町の窓口は、町民課、保健福祉課、包括支援センター、社会福祉協と分散しており、町民の利便性に答えられていないか。また、今後、包括支援センターの役割は重要と考えられるが、十分か。

町今日、福祉を取り巻く諸問題は、疾病や障害、環境や経済面など生活に密着した問題が複雑に関係しあう多重問題を抱える事案が増加しており、それは行政の一部門や一担当で解決することが極めて困難な内容となつている状況であります。

現在、町民課が所管・担当しております福祉関連業務としましては、社会福祉関係で社会福祉総務、国民年金、人権同対策、後期高齢者医療制度、児童福祉関係で母子福祉、保育所を受け持っております。

保健福祉課では、社会福祉関係で、老人福祉、障害者福祉、高齢者共同住宅に加えて介護保険、地域包括支援センターを担当しております。

また、民間の社会福祉協議会においては、社会福祉法人としての一般福祉業務に加えて、市場原理に基づいた、介護保険サービスに係る指定事業者としての役割を担っているところであります。

今まで、組織機構改革の中で検討され、当初は保健センターには、保健衛生部門だけでありましたが、保健衛生や診療所と重要な連携を要するという事で、介護保険業務が新設、障害者福祉・高齢者福祉業務が移管され、広域施設の古城園から地域包括支援センターの前身であります在宅介護支援センター業務が移管されております。

同一敷地内に、福祉業務と保健衛生、地域包括支援センター、中央診療所が集約して業務が推進出来れば、申し分ないとおもいますが、今まで幾度となく検討されてきた結果、現在の配置となっております。

町民の皆様の利便性に答え、ニーズに充分に対応するためには、より具体的に効果的な問題解決への対応を進めていくことが必要と考えます。住民の皆様からのご相談には、最初に窓口となった部署が問題の内容・状況を第一的に整理、適切な部署につないだり、協働するなどの連携体制をとりながら問題解決を目指していくことが重要となります。

問題の多様性からも連携は、福祉部門にとどまることなく、保健・医療などさまざまな関係部門・関係機関で実働するネットワーク構築・強化を進めていくことが必要と考えます。

そのためには問題発生時だけでなく、日常の業務を通じての連携、また、一事例一事例における丁寧なかわりと、切れ目のない支援を推進し、住民の皆様がつつがなく安心できる地域生活につながっていくよう努めなければならぬと考えております。

一般質問

また、地域包括支援センターの役割については、高齢者の方が住みなれた地域で安心して暮らせるように、介護、福祉、健康、医療など様々な面から総合的な支援を行うため設置されたものであります。

地域包括支援センターでは保健師、看護師、主任ケアマネジャーなどが中心となり、介護予防に関するマネジメントや高齢者への支援を行っております。

年間に、総合相談支援業務で延べ300件程度、権利擁護5件、包括的・継続的ケアマネジメント業務として、保健・医療・福祉関係者による月毎による地域ネットワーク会議、週ごとに地域ケア連絡会議を開催しております。

介護認定者で、要支援1・2認定者に対する介護予防プランも、年間400件余り取り扱っている状況でございます。

介護保険の中の地域支援事業として、介護予防のための運動教室、認知症・閉じこもり予防教室、保健部門と協働した、運動機能・転倒予防教室、認知症予防啓発活動なども行っております。

また、高齢者見守りネットワーク体制構築にも取り組んでおり、「兆しに気付き、さりげない見守りをして、連絡報告をする。」の頭文字をとり「き・き・き・れ」を合言葉に、自治会の代表者や商工会関係者、その他関係者と協議し、発足に向けて進めているところであります。

住み慣れた地域で安心して、そのらしい生活が続けられるように支援する事が目的ですが、町内の全ての高齢者が満足できるようにするためには、まだまだ十分とは言えず、職員の研鑽を積み、少しでも満足いただくように努力していくことが課されていると考えております。

問 支えられる方も、支える方も人間愛が根底になければならぬ、日々の生活のなかで、道徳教育の重要性を感じている。政府はいじめ問題から、小中学校の子ども達に規範意識を醸成するため、道徳教育を正規の教科書に取り入れようと動き始めた。大和民族には万古不易の精神的支柱になるものが流れている。道徳は変えてはならないもの、即ち、千歳不易のもの、歴史上の優れた人物に学ぶことが重要と考え、小中学生は勿論のこと、一般町民対象の社会教育を推進する中で、古典、論語、歴史、道徳を捉え、町民の規範意識の一層の醸成に努める考えはないか。

町 超高齢社会を迎え、物質面の充実だけでなく、すべての町民が心豊かに社会生活を送っていただく必要があります。お互いに支えられ、支えていかなければならない人間関係の中で、道徳教育の重要性を認識しているところであり、町においては、平成4年の「人権

尊重の町宣言」をはじめ、平成7年に宣言した「人権緑化の町」、また、平成9年には「環境景観保全の町」を宣言しております。これらの宣言を基本理念として、自然に感謝し自然との共生を目指す精神と人権尊重の精神を基に、生きる力を育むたくましく森の国教育を実践するとともに、社会教育を通じて「人づくり、地域づくり」を推進しており、このこと全てが「心の教育」に繋がっていくものと確信をしております。

今後においても、学校現場をはじめ、人権教育や公民館活動など社会教育を推進する中で、町民の規範意識の醸成に向けた取り組みが必要とされていると考えております。

ご指摘にもあります、古典、論語に代表される歴史上の人物の教えが、人間の生き方の基本を示したものであり、日本人特有の道徳観であると思っておりますが、いつの間にか、この日本人のよい伝統が忘れられているのではないかと感じております。

特に最近では、いじめ問題をはじめ、体罰等の問題、社会においては、人間関係のトラブルから発展した悲惨な事件が多いように感じられます。規範意識が低下している社会に今、必要とされているもの、まさに古典、論語こそが、社会問題解決のヒントになるものではないかと捉えております。

古典、論語を学ぶことで物質だけではなく、精神的にも豊かな町になるように、また、名実ともに人心緑化の町となるように、土居議員さんからの問題提起をしっかりと受け止め、今後の人づくり、地域づくりに努めてまいりたいと思っております。

教 土居議員さんのご指摘のとおり、日々の生活の中で道徳教育の重要性は、私も痛感しているところでありまして、生命を大切にす心や他人を思いやる心、善悪の判断など規範意識を醸成することが道徳教育の基本であると認識しております。

人間は決して一人では生きていくことはできず、お互いに支え、支えられ、他者との関わりの中でしか社会生活を営むことはできないと考えます。そのため、他者との繋がりを結ぶためには、自分自身がどう向き合うか、いかに生きていくのかということが問題であり、まさに道徳教育の指標となるべきものであると思っております。

本来、大和民族、いわゆる日本人には、確固たる道徳の基礎があり、このことは先の東日本大震災の被災地における「共助の精神」でも証明されており、日本国民の冷静さや規律正しさ、献身的なふるまいに、世界中から賞賛されたこともご承知のとおりであります。改めて、日本人が持つ「心のすばらしさ」を再認識するとともに、古典、論語を基礎とした、歴史上の優れた人物の教えを、

多くの日本人の心の中に受け継がれ、学ばれてきたものであると考えられると思っております。

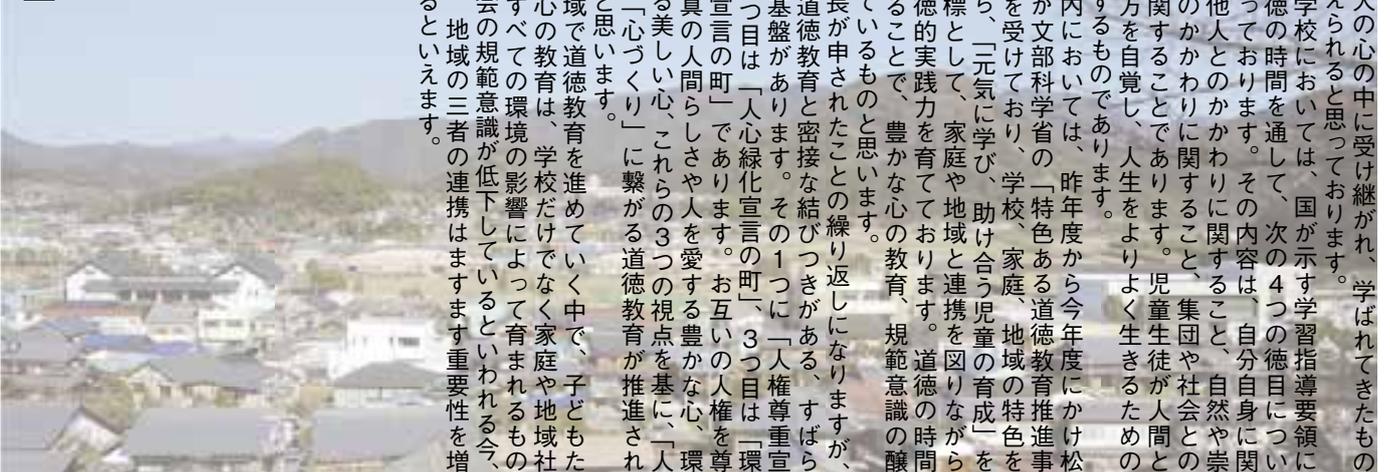
現在、各学校においては、国が示す学習指導要領に基づき、道徳の時間を通して、次の4つの徳目について指導を行っております。その内容は、自分自身に関する事、他人とのかかわりに関すること、自然や崇高なもののかかわりに関すること、集団や社会とのかかわりに関することであり、児童生徒が人間としての在り方を自覚し、人生をよりよく生きるための基盤を育成するものであります。

特に、町内においては、昨年度から今年度にかけて松野西小学校が文部科学省の「特色ある道徳教育推進事業」の指定を受けており、学校、家庭、地域の特色を生かしながら、「元気に学び、助け合う児童の育成」を学校教育目標として、家庭や地域と連携を図りながら計画的に道徳的実践力を育てております。道徳の時間を充実させることで、豊かな心の教育、規範意識の醸成に繋がっているものと思っております。

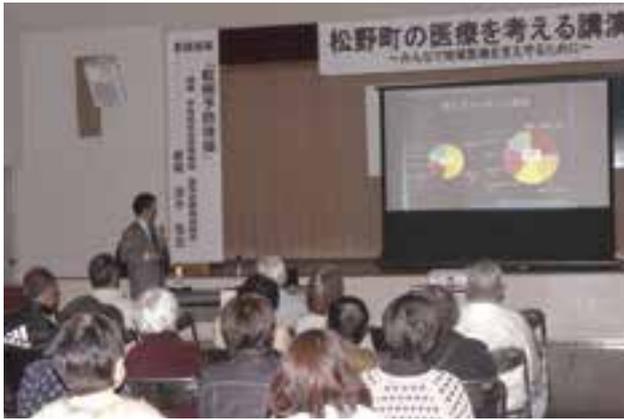
また、町長が申されたことの繰り返しになりますが、本町には、道徳教育と密接な結びつきがある、すばらしい3つの基盤があります。その1つに「人権尊重宣言の町」、2つ目は「人心緑化宣言の町」、3つ目は「環境景観保全宣言の町」であります。お互いの人権を尊重する心、真の人間らしさや人を愛する豊かな心、環境を保全する美しい心、これらの3つの視点を基に、「人づくり」や「心づくり」に繋がる道徳教育が推進されているものと思っております。

学校や地域で道徳教育を進めていく中で、子どもたちに対する心の教育は、学校だけでなく家庭や地域社会を含めたすべての環境の影響によって育まれるものであり、社会の規範意識が低下しているといわれる今、学校、家庭、地域の三者の連携はますます重要性を増してきているといえます。

- 問** …質問内容
- 町** …町長答弁
- 教** …教育委員長答弁



松野町の医療を考える講演会



3月10日(日)、松野町町民センターで、宇和島社会保険病院と共催で、「松野町の医療を考える講演会」が開催されました。

これは、昨年度のシンポジウムで、「一人ひとりの健康を守る」が大切である」との提言を受け、住民自らが、健康や地域医療を守るために何ができるのかを考え、認識することを目的としたものです。

第1部では、宇和島社会保険病院副院長（4月に院長就任）の、渡部昌平氏による「自分の健康は自分で守る（寝たきりにならないために）」をテーマにした講演が行われ、寝たきりの原因の1つである骨折・転倒を予防するため「骨」について、年齢と共に骨の量は減っていくこと、骨粗しょう症は女性に多く、進行すると背骨が曲がっていき姿勢が変化すること、骨がもろくなるため折れやすく日常生活が困難になりやすいことなどが、映像を使ってわかりやすく説明されました。また、同氏は、運動はいつから始めても可能で、健康寿命を延ばすカギとして、日常生活の中に毎日続けられるような運動や、「ちよつと遠回りの散歩」などを取り入れることも有効だと述べました。

第2部は、宇和島社会保険病院の理学療法部技師長の岩崎洋子氏による、転倒予防運動が行われました。

指と頭を使った運動をしたり、身体を延ばして日頃使っていない筋肉のストレッチを行ったり、椅子に座ってできる運動などの実技が細かく指導されました。

講演後のアンケートでは、講演会で学んだことを日常生活の中に無理のない範囲で取り入れていきたいという意見が多数ありました。

寝たきりを予防するためには、食事・運動・健康管理など、日々の生活習慣が重要です。「健康で毎日を過ごす」という、一人ひとりの小さな行動が、医師不足で厳しい状況にある、地域医療を守るにつながります。この講演会は、一人ひとりに何ができるかを考えるよい機会になったのではないのでしょうか。

3/10

句碑めぐりの会

3月17日(日)に町内の俳句の小径を中心に「不器男の里を巡る句碑めぐりの会」が開催されました。俳人の谷さやん氏を講師に迎え、俳句の小径のうち6カ所をめぐり、それぞれの句碑での解説や、その後不器男記念館でのミニ講演会が行われました。当日は町内外の俳句愛好者約20名が集まり、俳句の里の春を楽しみました

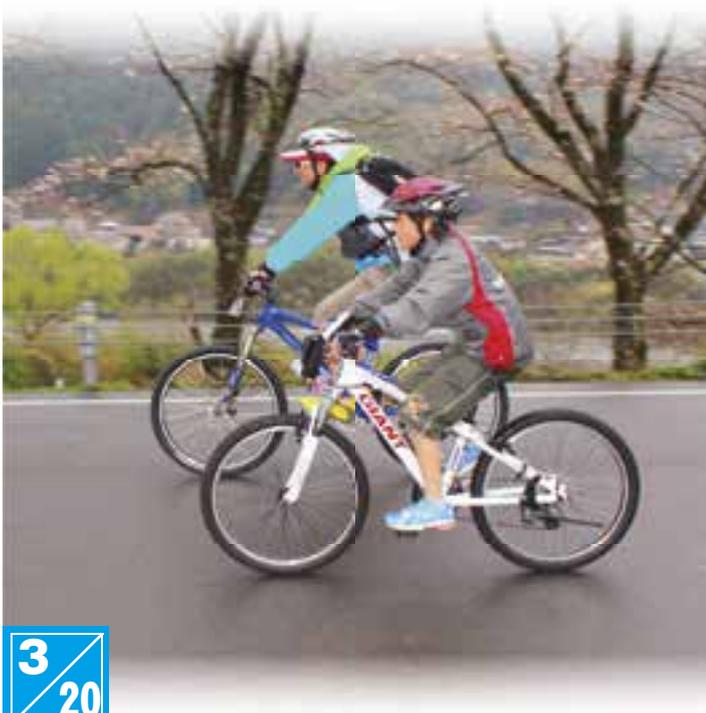
句碑めぐりでは松丸駅〜虹の森公園〜不器男記念館と1時間ほどかけてゆっくりとまわり、それぞれの句碑で谷氏による解説を聞き、不器男の俳句の句意やその句の背景などを学びました。

不器男記念館でのミニ講演会では「不器男と家庭句会」と題し、実際に芝家の家庭句会が行われていた記念館奥の座敷で講演会を行いました。記念館収蔵の句会報を資料として、芝家での家庭句会が不器男に与えた影響や不器男の俳句について学びました。



3/17

森の国ライド2013



3/20

予土をつなぐ観光イベント「森の国ライド2013」が3月20日に行われました。これは、JR予土線のサイクルトレインが定期運行されることに伴い行われたイベントで、「虹の森公園」をスタートし、「四万十市カヌー館」や「道の駅とおわ」までの道程を自転車で行ったものです。

当日はあいにくの雨でしたが、愛媛県知事の中村時広氏をはじめ愛好家65人が参加しました。午前中、中村県知事の合図で虹の森公園をスタートした一行は、菜の花の咲く藤生の県道を通り高知県に入ります。葛川を抜け、清流四万十川を目下にカヌー館までの少し短めのツーリングを楽しみました。午後からは、江川崎周辺をゆっくりまわるコースと、「道の駅とおわ」までもう少し走るコースに分かれた参加者たちは、JR江川崎駅から愛車をサイクルトレインに乗せ、満足した表情で家路につきました。

サイクルトレインにゃんよ号は、ゴールデンウィーク中は毎日運行します。是非ご利用ください。

春の交通安全運動



4/6



4月6日から15日までの10日間、春の全国交通安全運動が実施され、初日の6日には虹の森公園おさかな館前で交通安全パレードと人の輪作戦が実施されました。交通安全パレードでは参加した鬼北交通安全協会各支部の役員たちが、交通安全旗をかかげ、自動車でも町内を巡り、大門橋周辺で行われた人の輪作戦では、老人クラブや、交通安全指導員などが、道行く車に交通安全事故防止を呼びかけました。

実施主体である松野町交通安全推進協議会では、今年から新たに高齢者の交通事故防止啓発のため「森のポスト」という交通安全標語、川柳、俳句などを広く募集するための投函箱を設置することとしており、ポストの披露も同時に行われました。

森のポストは、現在、役場庁舎、中央診療所、ぼっぼ温泉、目黒基幹集落センター、吉野生支所、鬼北交番に設置されています。

また、4月11日(木)には松丸保育園で、12日には吉野生保育園で、園児によるマスコット配布が行われ、園児たちが手作りのマスコットをドライバーに手渡し、交通安全を呼びかけました。

まつの桃源郷マラソン大会の中止について

今年のまつの桃源郷マラソン大会は、暴風警報の発表に伴い安全面を考慮した結果、中止となりました。楽しみにされていたランナーの皆さん、ご心配いただいた町民の皆さんにはご迷惑をおかけいたしました。来年は25回の記念大会です。職員・スタッフ一丸となって、より一層活気ある大会にしたいと考えておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

人権の広場



子どもとインターネット

携帯電話やパソコンからつながるインターネットは、情報の収集や発信をはじめ、いつでもどこでも世界中の人々との会話や情報のやりとりを可能にするなど、私たちの生活を大変便利にしています。

最近では防犯のため、家族と連絡をとるために子どもにも携帯電話をもたせる事もあります。携帯電話には通話以外の機能も備わっており、使い方を誤ると日常生活に支障がでたり、友人関係のトラブルや犯罪に巻き込まれる危険性もあります。

日常的なことでは、メールやネットへの書き込みが原因のいじめや、気楽な情報発信による個人情報や画像の流出、有害サイトや架空請求詐欺、ネットで知り合った人とのトラブル。生活習慣に関わることで、片時も携帯電話を手放すことができない依存症や、見境なく時間を使うことによる生活や学習習慣の乱れ、集中力の低下、直接のコミュニケーション能力の低下、歩行や自転車運転中ながら操作による交通事故などがあげられています。

家族との通話を目的としていた携帯電話が、実際はメールやサイトの閲覧、ゲームや音楽のダウンロードなどインターネットに接続することで得られるサービスの利用に使われていることが多いのではないのでしょうか。

情報社会の中で、子どもたちにとってインターネットは身近なものですが、ネット上に潜む危険性やモラルやマナーはあまり認識出来ないかもしれないかもしれません。お子さんの成長にあわせて使い方のルールを決めたり、本当に携帯電話が必要なのか、携帯電話でしか出来ないことなのかをご家庭で話し合い、見守り続ける必要があると思います。

ネット上であっても人と人とのコミュニケーションであり、画面の向こうで喜んだり悲しんだりしている人がいます。正しい知識とルールを身につけ、相手に対する思いやりの気持ちをもちよう、子どもたちには現実の社会での体験、経験をたくさんしてもらいたいと思います。

教育委員会 瀧本 美樹

ま ち の 投 句 箱

葛句会 三月例会句会 於 町民センター

田舎雑七段飾りに目を喰る

市毛友一郎

介護とは重たき言葉すみれ草

伊藤 富子

ログハウス茶房のジャズや春の雨

岡本 京子

我張れと心づくしの木の芽ずし

金谷 恵子

身辺の整理の一つ難供養

金谷 重子

鶯や今日の一日を畑にゐて

金谷 文恵

戦没の兄へ供養の遍路かな

木下三千恵

亡き兄の供養へ来たる初音かな

駒山 忠夫

卒業の吾子の制服背の染み

田中志津代

春泥を母の葬列進みけり

谷 きよし

のどけしや有田の里で急須買ふ

布 久光

石塀に添ひし水路やすみれそう

布 康江

落椿だ円の波紋山の池

ひのたいら

麗人の香ほのかに沈丁花

古谷 香

紅白のきそひま近き椿かな

正木 玲子

あしずりや地球は丸し椿東風

宮崎きくを

出不精の主婦も誘ひて花見酒

森田 すみ

春寒や夫の遺骨を胸に抱き

山下スミ子

吉野句会 三月例会句会 於 吉野生公民館

テレビより笑ひ貰ひて目永かな

赤松 午子

一両車きしみて止まる花の駅

稲谷キミ子

枯芝の持ち上げられしもぐら道

上田みち子

不器男句碑覆いて花の盛りかな

岡本 三葉

花の径電車の花を散らしけり

菊澤 大和

初彼岸遺影に旅の思い出を

竹内サダ子

俳句のポスト投句作品優秀句 三月投句分

佳作

《虹の森公園》

小さき手真似て合はせる彼岸かな

道聞きし人に又逢ふ花の道

せせらぎのやさしき音や草青む

記念樹と云ふ想い出の花の下

母の忌はやはり花冷三十三忌

墓参り文珠公園桜咲く

呼べば声届く子の家日脚伸ぶ

夕風の運ぶ梅の香不器男の碑

鯉跳ねし池に映るや春の山

《目黒ふるさと館》

へんろ道花の嵐を友として

《インターネット投句》

花莫座や地下足袋のまま発泡酒

佳作

《虹の森公園》

小さき手真似て合はせる彼岸かな

道聞きし人に又逢ふ花の道

せせらぎのやさしき音や草青む

記念樹と云ふ想い出の花の下

母の忌はやはり花冷三十三忌

墓参り文珠公園桜咲く

呼べば声届く子の家日脚伸ぶ

夕風の運ぶ梅の香不器男の碑

鯉跳ねし池に映るや春の山

《目黒ふるさと館》

へんろ道花の嵐を友として

《インターネット投句》

花莫座や地下足袋のまま発泡酒

松野町役場にも新しい風!

新任職員紹介



町民課

八十島絵莉加さん

4月から町民課に配属になりました、八十島絵莉加です。
新しい職場でわからないことばかりですが、明るく笑顔で勤めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。



教育課

榎谷 惇志さん

この度、教育課教育振興グループに配属となりました榎谷惇志と申します。松野町の発展に貢献できるように日々努力してまいります。今後ともよろしくお願い致します。



教育課

亀澤 一平さん

はじめまして。この度、教育委員会文化振興グループに配属になりました。松野町の発展に貢献するために、地域に根ざり、地域に貢献する文化行政を推進してまいります。今後ともよろしくお願い致します。



保健福祉課

沖野 健治さん

今年度から保健福祉課で保健師として勤務する松野町に勤務することになりました。地域に根ざり、地域に貢献する文化行政を推進してまいります。今後ともよろしくお願い致します。



松丸保育園

上原かなえさん

松丸保育園で保育士としてお世話になります。子どもたちや保護者の方々、かかわる方々に信頼していただける保育士になりたいです。笑顔で楽しく頑張ります。宜しくお願い致します。

町内の小中学校に新しい先生が赴任しました



松野西小学校

①谷口 友宏 校長先生

2度目の松野西小、うれしいです。しっかりがんばりたいと思います。

②渡邊 須美 先生

21年ぶりに帰ってまいりました。感慨深いです。よろしくお願いいたします。

③高田 晃 先生

引き続き松野町でお世話になることをとてもありがたく思っています。よろしくお願いいたします。

④飯田 将史 先生

「偶然」来た松野。「必然」だった松野といえるようにがんばります。

⑤佐久間 満 先生

はじめての松野町です。がんばります。よろしくお願いいたします。

⑥柳野 栄子先生

4年ぶりに松野西小に帰ってまいりました。よろしくお願いいたします。

⑦岡本 尊 先生

子どもたちと精一杯、楽しく頑張りたいと思います。よろしくお願いいたします。

松野西小学校

⑧橋本 由美 先生

13年ぶりに帰ってまいりました。よろしくお願いいたします。

松野中学校

⑨大久保京太 先生

愛南町から来ました。がんばります。よろしくお願いいたします。



町民課
西山 隆彦さん



町民課
伊藤 一秀さん

県・市町職員相互併任事業により、愛媛県職員2名が松野町職員の辞令を受けました。

町の人口

平成25年3月31日現在
※外国人を含みます

世帯数 2,025世帯(+3世帯)

総人口 4,362人(-25人)
男2,052人 女2,310人
(3月中の異動)

○出生 2人 ○死亡 7人
○転入 16人 ○転出 36人

☆社会福祉協議会へ
浅野 眞治 吉野
真田 眞格 延野
植地 ツル子 松丸
寺坂 真人 宇和島
外森 茂敏 吉野
☆広報寄付
布万里子 東京都
ありがとうございました。

ご寄付お礼(敬称略)

ご冥福をお祈りいたします。
蕨生 岡本 優 80歳
吉野 田村 唯志 83歳
吉野 松崎五十美 64歳
富岡 久保田光男 87歳
松丸 谷口八重子 68歳
(住所) (死亡者) (享年)

お悔み(敬称略)

健やかな成長をお祈りいたします。
豊前 加形 彰朗 静未 桜 女
延野々 高橋 泰行 颯介 男
伊藤 一秀 男

お誕生おめでとうございます

(敬称略)

あなたの気になる年金記録も一度ご確認を!

いまだ約2,200万件の持ち主が確認できていない記録が残っています。
 あらためて、ご自身の年金記録に「もれ」や「誤り」があるのではと心配のある方は、ご確認いただき、お近くの年金事務所等にご相談ください。

約9人に1人、年金記録が見つっています。

若い頃に勤めていた記録が見つかった 例 年額98万円 ▶ 234万円	結婚前の旧姓の記録が見つかった 例 年額43万円 ▶ 154万円	名前の読み方が誤って登録されていた記録が見つかった 例 年額0円 ▶ 137万円
---	---	---

こんな方はぜひ、ご確認を!

- 転職が多い
- 姓(名字)が変わったことがある
- いろいろな名前の読み方がある

- いつでも最新の年金記録を確認できます!
「ねんきんネット」では、時間を気にせず、24時間いつでも、最新の年金記録を確認できます。
- 記録の「もれ」や「誤り」の発見が容易になります!
年金に加入されていない期間、標準報酬月額の大きな変動など、確認いただきたい記録が、わかりやすく表示されています。
- 平成25年1月末から、氏名や生年月日等を入力して、持ち主不明の記録の中に、ご自身の記録があるかどうか調べることができます。

年金記録の確認は「ねんきんネット」が簡単便利!
 ご家族の助けを受けて年金記録を発見した方もいらっしゃると思います。

ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル
 ☎0570・0588・5555

【受付日時】月～金曜日 9:00～20:00
 第2土曜日 9:00～17:00

※祝日を除きます

若者を狙うトラブルについて

●新生活でのトラブルについて
 春は就職・進学などで新生活が始まる季節です。一人暮らしを始める学生や新社会人の方も多くなりますが、同時に、若者をターゲットにした消費者トラブルも多くなり注意が必要です。
 ●若者が巻き込まれやすいトラブルについて
 ☆マルチ商法
 「簡単にもうかる」などと言って、商品などの販売組織に誘い、次々に組織への加入者を増やしていく、組織を連鎖的に拡大していく商法です。言葉巧みに勧誘してきますが、契約をしても説明どおりの収入が得られないばかりか、強引な勧誘をして人間関係を壊すこともあります。

●「対処法」友人、知人からの勧誘が多いため、契約内容や取引の仕組みを理解しないまま契約することもあります。友人、知人からの勧めでも冷静に判断しましょう。また、マルチ商法の場合、契約書面を受け取った日から20日以内であればクーリングオフができます。
 ☆架空・不当請求
 無料サイトと思ってクリックしたら、いきなりアダルトサイトに「登録完了」と表示されたり、まったく身に覚えのない料金を請求されたりします。
 ●「対処法」請求画面に驚き、あわてて業者に連絡することは、個人情報を知らせることになり、絶対によめましょう。

☆無料商法
 「無料体験」などと無料であることを強調して勧誘し、最終的には商品等の契約をさせます。
 ●「対処法」自分にとって必要のないものであれば、きっぱり断りましょう。断りきれずに、業者の言われるままにクレジットを組むと、後々支払に追われることになり、後悔することになります。
 ☆消費生活に関する相談窓口

松野町産業振興課 ☎0895・42・1116
 愛媛県消費生活センター
 ☎089・925・3700

《愛媛県消費生活センターからのお知らせ》
 愛媛県消費生活センターでは、後を絶たない消費者トラブルに対応するため、悪質商法の手口や対処法をアニメーションでわかりやすく紹介した消費者啓発DVDを制作しました。消費生活センターでは貸出しも行っています。ぜひ、ご活用ください。

狂犬病予防注射のお知らせ

平成25年度の狂犬病予防注射集合注射の日程は次の2日間です。

町内各地を巡回いたしますが、詳しい場所・時間等につきましては、別途回覧文書でお知らせいたします。また、登録犬の飼い主の方にはハガキをお送りいたしますのでご覧ください。

【日程と巡回地区】

5月27日(月)
 吉野・藤生・松丸・延野々・奥野川・藤生
 5月28日(火)
 豊岡前・富岡・上家地・目黒・豊岡後・延野々(五郎丸)・松丸(松野町役場)

※当日は、費用(釣り銭のいらぬように)、案内はがき(登録犬のみ)、ウンチ袋等をご持参ください。
 【お願い】生後90日を越えた犬は、登録と年1回の予防注射を受けなければなりません。登録は1回限りです。登録した犬の所在地や所有者が変わった場合、また、犬が死亡した場合は届出をして鑑札を返してください。

【届出・問い合わせ先】建設環境課 ☎42・1115

自動車税の納期について

自動車税の納期限は5月31日(金)です。
 自動車税は、4月1日の登録名義人の方にその年度分が課税されます。

納期限を過ぎますと、納める税金のほかに延滞金を併せて納めていただくこととなりますので、早めにお近くの金融機関または地方局でお納めください。

なお、県の自動車税は納期限内であればコンビニでの支払いが可能ですので積極的にご利用ください。また、障害者の方を対象とした減免制度もありますので、詳しくは愛媛県南予地方局税務課までお問い合わせください。

【問い合わせ先】愛媛県南予地方局税務課
 ☎(代)0895・22・5211

広見川水系水質検査結果

採水日 平成25年3月21日

河川名	項目	水素イオン濃度 (PH)	浮遊物質 (SS)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	有機物等 (KMnO4)	濁度	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
		観測点・基準値	6.5以上～8.5以下	25mg/ℓ以下	2.0mg/ℓ以下			7.5mg/ℓ以上
広見川	五郎丸橋	7.83	3	1.70	4.8	2.5	10.95	5,400
	大門橋	7.86	7	1.61	6.1	2.7	10.96	5,400
	真土橋	7.75	6	1.60	4.4	2.7	10.53	1,700
鯛川	鯛川河口	7.52	2	1.50	2.6	1.3	11.04	9,200
石ヶ内川	豊岡めがね橋	7.72	1	1.46	3.2	2.8	10.91	1,700
延行川	谷口橋	7.80	3	1.31	2.2	3.3	11.14	2,200
奥野川	奥野川河口	7.75	3	1.35	3.6	1.7	11.07	790
堀切川	J R 鉄橋	7.77	1	1.62	2.3	1.6	11.04	2,400
目黒川	寺橋	7.24	1	1.43	2.3	0.4	10.88	240

※生活環境の保全に関する環境基準（類型A）利用目的の適応性は、水道2級、水産1級、水浴が出来るものを基準値に設定の部分が水質基準に適合していない箇所です。

生活環境保全に係る水質基準に適合していない項目があります。特に、大腸菌群数については、家庭から排出される生活排水が原因と考えられます。

「みんなの川です、川を汚さないようにしましょう。」

- 水素イオン濃度 (PH) ……酸性、アルカリ性を示す指標で7は中性を表し、これより値が大きくなるほどアルカリ性が、これより値が小さくなるほど酸性が強くなる
- 浮遊物質 (SS) ……溶けないうで水中に浮遊している濁りの成分、数値が高いほど水が濁り、透明度が低下する
- 生物化学的酸素要求量 (BOD) ……水中にある有機物を、好気性微生物が分解するときに消費する溶存酸素の量（多いほど水質の汚濁度が高い）
- 有機物等 ……有機物等による汚染の度合いを表したもの
- 濁度 ……水の濁りの程度を数値で表したもの
- 溶存酸素量 (DO) ……有機物を酸化し安定な形とするため必要とされる酸素が水に溶けている量
- 大腸菌群数 ……し尿、下水、排水をはじめ土壌、河川、地下水など広範囲に存在する。糞便汚染等の汚濁の指標とされている

- 1 松野町では町内外で開催される松野町の観光振興や産業振興に可能な方、勤務先及び家族等からの協力・理解の得られる方（通常・土日活動）
- 2 大人数 2名
- 3 活動条件 松野町内外で開催される松野町の観光振興や産業振興に可能な方、勤務先及び家族等からの協力・理解の得られる方（通常・土日活動）
- 4 日 委嘱期間 委嘱（審査）の日から1年間（非常勤で本事業に関わる日のみ）
- 5 手当 活動謝礼及び交通費を支給
- 6 応募方法 市販の履歴書に、上り身分写真1枚（本人と確認できる概ね3ヶ月以内）に撮影したもの、を添付して、郵送又は産業振興課まで持参すること。
- 7 応募書類は、返却いたしません。応募書類は、返却いたしません。応募書類は、返却いたしません。
- 8 平成25年5月23日（木）
- 9 平成25年5月25日（土）13:30～
- 10 審査会場 松野町コミュニティセンター3階会議室
- 11 審査方法 スピーチ・特技・質疑応答等
- 12 申し込み先・問い合わせ先 松野町産業振興課地域活性化グループ（産業振興課まで）

広見川水系の水質調査結果について

森の国いしの大使(第2代)募集のお知らせ

「3の分別リサイクルコーナー」燃えるごみの出し方について

可燃物（燃えるごみ）は「可燃ごみ収集袋」（鬼北環境センター指定）へ入れて可燃物の収集日に決められた場所へ出してください。
【主な可燃物の例】 いずれも「可燃ごみ収集袋」へ入る大きさのものに限ります。
 台所ごみ（水分をよくきって）・紙おむつ（固形排泄物はトイレへ）・皮革・ゴム製品・枯葉・枯草等・古着・古布・ぬいぐるみ・カーテン等・紙くず・ちり紙・ナイロン・薄いプラスチック容器等
【ナイロン・薄いプラスチック容器等について】
 今まで「不燃ごみ」になっていましたが、平成25年4月1日から「可燃ごみ」に変更いたしました。レジ袋やビニール、ナイロン等、卵パックや薄い弁当パック等も「可燃ごみ」となります。
 ・固いプラスチック類は今までどおり「不燃ごみ」となります。
 ・白色トレイや白色の発砲スチロール等はリサイクル回収を行っております（不燃物の回収日）ので、ご協力をお願いします。
 ・白色トレイについては、スーパー等の回収コーナーもご利用ください。ただし、汚れがひどく簡単に落とせないものは「可燃ごみ」に出していただく結構です。
【2】注意いただきたい「可燃ごみ」
 ・庭木のせん定枝や木材等の長いものは、50cm程度に短く切ってごみ袋へ入れてください。
 ・ペットボトルや新聞・雑誌・ダンボールは、それぞれ「資源ごみ」として出してください、ごみのリサイクル推進にご協力をお願いします。
 ペットボトル：不燃物の日に回収。
 新聞・雑誌・ダンボール：古紙類の日に回収。
 ・ふとんや毛布、カーペット（電気式以外）で、可燃ごみ袋に入るサイズのもの、は「可燃ごみ」に出していただく場合は直接、ただし、引っ越しごみ等、量が多い場合は直接、鬼北環境センターへ持ち込んでください。ごみ袋へ入れる必要はありませんが、量に応じて料金が必要となります。
 ◎ごみの分別に関するお問い合わせは、役場建設環境課まで（☎42・1115）

農業委員会の許可を得ていない農地の売買契約等は無効です

農地を耕作するために、土地を譲り受ける、もしくは借り受けるためには農業委員会の許可が必要です。

これは耕作能力のない者が農地の権利を取得することにより農地の荒廃を招き、結果的に農地の縮小に繋がる事を防ぐために農地法で定められています。

農地の権利を移動するための申請のひとつとして農地法第3条の規定による許可申請があります。

農地法第3条の規定による許可申請は毎月行われている農業委員会の定例総会で審議が行われます。審議の基準は農地法第3条第2項で定められており、以下のいずれかに該当する場合は、不許可となります。

- ① 所有農機具や農作業に従事する者の数等からみて、農地の全てを効率的に利用して耕作すると認められない場合
 - ② 農業生産法人以外の法人が権利を取得する場合(※一部取得できる権利もあります。)
 - ③ 信託により権利を取得する場合
 - ④ 農業経営に必要な農作業に常時従事すると認められる者がいない場合
 - ⑤ 権利取得後の経営面積が、下限面積未満の場合(下限面積は松野町は現在全域30アール)
 - ⑥ 貸借等所有権以外の権利により耕作している者がその土地を貸付ける場合
 - ⑦ 周辺の農地利用に悪影響を与えるおそれがある場合
- 以上は農地法から要約して記載しております。詳細については農地法第3条第2項をご覧ください。また、相続による権利移動など農業委員会の許可が不要な例外事項もあります。



農業委員会の許可を得ずに行った売買契約等は無効です。農地の所有権移転登記の申請には、農地法の許可等があったことを証する書面を添付しなければなりません。無許可で行った売買契約等のために訴訟に発展する場合がありますので、農地の権利を移動される場合は必ず事前に農業委員会の許可を受けてください。

また、申請には農地の所有権者全員の同意を得ることが必要です。未相続農地等で一部の方の同意が得られない農地については、申請ができませんのでご注意ください。

農地法第3条の規定による許可申請書の様式や記入例等については農業委員会事務局に備え付けているほか、町のホームページからもダウンロードできます。

農地の権利移動等について不明な点がございましたら、農業委員会事務局までお気軽にお問い合わせください。

【問合せ先】

松野町農業委員会事務局
☎ 42・1116

各種無料相談所の開設

行政相談

- 〔日〕 5月10日(金) 午前10時～正午
- 〔場〕 所 町民センター 婦人室
- 〔内〕 容 行政に関する苦情や要望
- 〔相〕 談 員 有馬節男(行政相談員)

心配ごと相談

- 〔日〕 5月10日(金) 午前10時～正午
- 〔場〕 所 町民センター 老人室
- 〔内〕 容 心配ごと相談
- 〔相〕 談 員 民生児童委員

人権相談

- 〔日〕 5月10日(金) 午前10時～正午
- 〔場〕 所 町民センター 老人室
- 〔内〕 容 心配ごと相談
- 〔相〕 談 員 民生児童委員

無料法律相談

憲法週間の一環として、無料法律相談所が下記の通り開設されます。費用は無料、秘密厳守ですので、何でも気軽にご相談ください。

- 〔日〕 5月8日(水) 午前10時～午後3時(受付開始午前9時)
- 〔場〕 所 松山地方裁判所宇和島支局
- 〔参加方法〕 当日直接会場にて先着順受付
- 〔相談者〕 愛媛弁護士会所属の弁護士
- 〔相談時間〕 30分以内

愛媛県職員の募集について

愛媛県職員採用候補者(上級)試験を次のとおり実施します。受験資格、申込方法等詳細は、愛媛県人事委員会事務局までお問い合わせください。

〔第1次試験〕 6月30日(日)

松山・東京・大阪のいずれかで受験可能
※試験案内及び申込書は5月14日(火)から愛媛県人事委員会事務局、県の各地方局、支局等で配布予定です。

【問合せ先】

愛媛県人事委員会事務局
☎ 089・912・2826

愛媛HIV検査普及週間のお知らせ

愛媛県では、エイズ検査・相談について情報提供を含む普及啓発を行い、HIV検査の浸透、普及を図るため、6月1～7日を「愛媛エイズ予防週間」と定めています。

期間中、宇和島保健所では夜間のHIV相談・検査を実施予定です。

相談・検査は無料・匿名で受けられ、陰性の場合、当日30分程度で結果をお知らせできます。

詳しい日程は5月頃に管内の書店、スーパー、コンビニに掲示されるポスターやチラシ、宇和島保健所ホームページをご覧ください。

詳しくは、問い合わせ先までご連絡ください。

【実施日】6月1日～7日 期間中1日(予約不要)

【場所】南予地方局宇和島庁舎1階 (宇和島保健所)

【問合せ先】宇和島保健所 感染症対策係
☎0895・22・5211 (内線257)
※通常のエイズ検査は、毎週火曜日 10～11時に宇和島保健所で実施しています。

TDKの加湿器を探しています

左記の加湿器4機種については、発煙、発火に至るおそれがあり、重大事故も発生しております。現在、製品の回収を■行っておりますので、ご協力をお願いします。

【回収専用フリーダイヤル】
☎0120・604・777



南楽園花菖蒲まつりの開催について

南楽園最大のイベント南楽園花菖蒲まつりが次のとおり開催されます。園内2か所の菖蒲園で3万株25万本の花菖蒲が咲き競います。また、さつきも楽しめます。

みなさんお誘い合わせのうえお越しください。

【期間】平成25年5月25日(土)～6月9日(日)

【場所】〒798・3303 愛媛県宇和島市津島町近家甲1813 日本庭園「南楽園」

【連絡先】☎0895・32・3344 FAX 0895・32・4700

HP <http://www.nanaku.jp/>

【開園時間】9:00～17:00 大人300円 子供150円

【入園料】20名様以上2割引(特割あり) JR宇和島駅から車で30分 ※津島高田ICから車で10分

【アクセス】JR宇和島駅から車で30分 ※津島高田ICから車で10分

【主な催し物】お茶席/地元淡交会の方の協力により期間中の各土日曜日園内「里の家」においてお抹茶の販売をします。

●特産品販売/園内臨時売店において南レク松軒山産青梅(南高梅)、花菖蒲(ポット植え)の販売、干物、餅などの実演販売

●竹灯籠の夕べ(5月31日～6月9日 17:00～21:00)

南楽園を夜間開園し、地域内の団体等の作成したLED照明を利用した竹灯籠オブジェの展示。併せて花菖蒲のライトアップ。

●その他/ボランティアの一環として、梅の実の採果体験実施。(先着15名)・第4回「南楽園みんなの写真コンテスト」入選作品展示(管理棟休憩所内)

・南楽園謹製梅酒「のみさいや」「のまんかな」「呑んでみんかな」の特価販売・南レクマスコットキャラクター「なんなんちゃん」誕生日記念 5月22日(水)先着100名様に「なんなんちゃん誕生日記念ストラップ」プレゼント



男女共同参画社会づくり推進県民大会のお知らせ

愛媛県では、平成25年6月18日(火)13:00から、一第18回男女共同参画社会づくり推進県民大会(会場)ひめぎんホールサブホール)を開催します。

本大会では、ABCクッキングスタジオ創始者の志村なるみさんをお招きして、基調講演やパネルトークを行います。参加申込は、電話、はがき、ファックス、Eメールで受け付けております。参加料は無料です。お気軽にご参加ください。

【問合せ先】愛媛県男女参画・県民協働課 男女参画グループ

☎089・912・2332 FAX 089・912・2444 Eメール danokyodo@pref.ehime.jp



志村なるみさん

松野町の身体障害者相談員・知的障害者相談員をご紹介します!

●障害者相談員(敬称略) 金谷 透(藤生) ●身体障害者相談員 水野 佳子(松丸) ●知的障害者相談員 水野 佳子(松丸)

町長から委嘱を受けて、障害のある方やその家族から相談を受け、町長から支援を受けて、障害のある方の地域での活動を支援しています。障害についてお悩みの方は障害者相談員にご相談ください。

【問合せ先】保健福祉課 障害者福祉担当 ☎0895・42・0708

平成25年農作業受託に関する作業料金表について

作業内容		作業料金	
荒起こし		12,000円	田10aあたり
中すき		7,000円	
代かき	一般的な田	14,000円	田10aあたり
	機械の進入口のない田	18,000円	
田植え	一般的な田	8,000円	田10aあたり
	変形田・除草剤使用・施肥機使用	9,000円	
防除		3,000円 ～6,000円	田10aあたり
稲刈り	一般的な田	20,000円	
	湿田	25,000円	
	倒伏田	2～5割 27,000円 5割以上 29,000円	
	特殊田	変形・雑草多 22,000円 ～25,000円	
乾燥		1,300円	米60kgあたり
籾摺り		700円	米60kgあたり

※この料金表は農作業受託事業連絡協議会が示す参考の作業料金です。実際の金額は双方の協議により決定して下さい。
※稲刈り、乾燥、籾摺りは平成24年の価格です。秋の連絡協議会で変更になる場合があります。

5月の森の国行事予定表

日	曜日	予 定	当……休日当番医 可……可燃物回収日 不……不燃物回収日 古……古紙類回収日
1	水		可 上家地以外町内全域 古 豊岡・延野々・富岡・目黒・上家地
2	木		不 松丸・吉野・蕨生・奥野川
3	金	当市立宇和島病院外科 ☎25-1111 当市立宇和島病院内科 ☎25-1111 当市立宇和島病院小児科 ☎25-1111 当市立津島病院 ☎32-2011	可 葛川以外町内全域 古 松丸・吉野・蕨生・奥野川
4	土	当宇和島社会保険病院外科 ☎22-5616 当宇和島社会保険病院内科 ☎22-5616 当山下小児科 ☎23-0055 当町立北宇和病院 ☎45-1221	
5	日	当上甲外科クリニック ☎25-5811 当和霊町松浦内科 ☎23-1510 当やくしじこどもクリニック ☎24-1386 当市立吉田病院 ☎52-0611	
6	月	当二宮整形外科 ☎25-8600 当宇都宮内科胃腸科 ☎25-7228 当こおり小児科 ☎24-5633 当旭川荘南愛媛病院 ☎45-1101	可 葛川以外町内全域
7	火		不 豊岡・延野々・富岡・目黒・上家地
8	水	乳幼児健診／松野町保健センター 13:00～13:30 無料法律相談／10:00～15:00	可 上家地以外町内全域 古 豊岡・延野々・富岡・目黒
9	木		不 松丸・吉野(葛川除く)・蕨生・奥野川
10	金		可 葛川以外町内全域 古 松丸・吉野(葛川除く)・蕨生・奥野川
11	土		
12	日	消防団春期訓練会／松丸スポーツ広場 春の滑床登山／滑床溪谷	当小川クリニック ☎23-3599 当松澤循環器科内科 ☎25-5858 当こばやし小児科 ☎23-1150 当永井内科医院 ☎32-6688
13	月		可 葛川以外町内全域
14	火		不 豊岡・延野々・富岡・目黒
15	水		可 上家地以外町内全域 古 豊岡・延野々・富岡・目黒
16	木		不 松丸・吉野・蕨生・奥野川
17	金	松丸健康診査／松野町コミュニティセンター 7:30～10:30	可 葛川以外町内全域 古 松丸・吉野(葛川除く)・蕨生・奥野川
18	土		
19	日	当植木整形外科医院 ☎22-0022 当笹岡内科 ☎24-3886 当やくしじこどもクリニック ☎24-1386 当鬼北町国保日吉診療所 ☎44-2250	
20	月	子宮がん検診／松野町保健センター 13:30～14:30	可 葛川以外町内全域
21	火	子宮がん検診／目黒基幹集落センター 13:30～14:30	不 豊岡・延野々・富岡・目黒・上家地
22	水	子宮がん検診／吉野生交流促進センター 13:30～14:30	可 上家地以外町内全域 古 豊岡・延野々・富岡・目黒
23	木	子宮がん検診／松野町保健センター 13:30～14:30	不 松丸・吉野(葛川除く)・蕨生・奥野川
24	金		可 葛川以外町内全域 古 松丸・吉野(葛川除く)・蕨生・奥野川
25	土		
26	日	当福島胃腸科外科 ☎24-5588 当くきた内科クリニック ☎26-2260 当山下小児科 ☎23-0055 当旭川荘南愛媛病院 ☎45-1234	
27	月		可 葛川以外町内全域
28	火		不 豊岡・延野々・富岡・目黒
29	水		可 上家地以外町内全域 古 豊岡・延野々・富岡・目黒
30	木		不 松丸・吉野(葛川除く)・蕨生・奥野川
31	金	乳がんマンモ検診／吉野生交流促進センター 開9:30～11:30 閉13:30～15:30	可 葛川以外町内全域 古 松丸・吉野(葛川除く)・蕨生・奥野川